

令和5年度山口県公共事業評価委員会（第5回）審議概要

日時：令和5年10月25日（水） 13:30～15:15
場所：県庁4階 共用4号会議室（対面とWeb会議の併用により実施）
出席委員：（対面）進士委員長、浦上委員、小谷委員、種市委員、船崎委員、三輪委員、宗近委員
（Web）小野委員、関根委員

議事概要

◆再説明

○河川事業におけるマニュアル改定に伴う便益の変動等について

<再説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明。

委員）

マニュアル改定に伴い便益が総じて増えるものではなく、河川周辺の状況によっては減ることもあるのか。

県）

状況にもよるが、被害率が大きくなっているため、便益は大きくなる傾向にある。

委員）

農地の損害について、休耕田は市場に介入しない部分になるが、耕作しているところとの分けは考慮してあるか。

県）

農地面積を資産として計上する便益と、農作物の収穫量に応じて算出される農作物被害軽減便益があり、休耕田が増えると収穫量が減るため、農作物被害軽減便益が減ることとなる。

委員）

承知した。

①主要地方道防府環状線 道路改築事業(番号 2-1)山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県）

配布資料（パワーポイント）により説明。

委員）

三田尻中関港線から防府西ICまでの移動時間が26分から17分になったとのことであるが、交差点の変更でダイレクトに国道2号に行けなくなったことにより時間の変更が生じるか。

県）

変更は生じない。

委員）

地盤改良工の変更について、設計基準強度と固化材添加量の関係性がわかりにくい。

県）

設計基準強度を満たすために必要となる固化材添加量を記載している。配布資料の固化材添加量の単位に誤りがある。申し訳ない。

②主要地方道光上関線 道路改築事業(番号 2-2)山口県事業【再評価】

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

浮き栈橋の移設の調整遅れについて、1年かかるほど難しいものだったのか教えてほしい。例えば、利用者が多い時期があり移設ができなかったとか、地元の反対があったとか理由があるのか。

県)

地元の反対は特になく、当初の調整遅れもあり、浮き栈橋を管理している上関町と移設時期の調整に時間を要した。

委員)

回避可能であったように聞こえるがいかがか。

県)

浮き栈橋の強度の確認や、新設・流用の判断などの調整に手間取ったところもあるため調整不足はあった。

委員)

調整の遅れはよく聞く話なので、よろしく願います。

委員)

道路区分について、先ほどの防府環状線では4種2級、今回は3種3級となっており歩道の幅員が異なっている。種級は幅員などで変わるのか。

県)

種級区分は、計画交通量など様々な要素から決定する。

委員)

上関郵便局が写っている写真の箇所は私自身よく通るので早く広がってほしいと思っている。この箇所は今の道路を旧道として残しつつ郵便局を避けて新しい道路をつくるのか。

県)

そうである。道を広げると今ある家をほとんど移転してもらわなければならないのでこの区間については海側に道路をつくることとしている。

委員)

B/C の算定について、全体事業の総便益と総費用は増額後の数字を入れたものか。もし入っていないければ B/C が 1 を切ることも考えられる。

県)

増額後の数字を入れているので B/C が 1 を切ることはない。

③都市計画道路環状一号線(新田工区) 街路整備事業(番号 2-3)山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

委員)

道路事業と街路事業の施行者の分けについて、都市部とはどこのことか。

県)

市街地内は街路事業、それ以外は道路事業と区分している。市街地内とは、昭和45年の人口集中地区・DIDのことである。

委員)

その市街地とは、県内各市にあるのか。

県)

各市にある。

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

道路事業と街路事業で路線名称が異なる理由はなにか。

県)

街路事業においては、都市計画道路の名称、都市計画法に基づき決定した道路名を使用している。県事業においては、県道が重用しているため、同一路線(場所)であるが異なる名称となっている。

委員)

地元や道路利用者が理解しやすい名称で説明してはどうか。

委員)

費用便益分析について、事業費が倍増しているが、その理由は走行時間短縮に寄与するものでは無かったと思っている。走行時間短縮便益が増加した理由は、マニュアルの改定もあるが、推計交通量の増加によるものと考えていいのか。

県)

そのとおりである。

④都市計画道路長府綾羅木線 街路整備事業(番号 2-4)山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

工事進捗が0%となっているが、工事はこれからということか。

県)

工事は今年度から着手する。

委員)

道路区分について、当箇所と環状一号線の区分は同じだが、植樹帯の有無や歩道幅員が異なっている。区分分けの視点はなにか。また、コスト削減において、流用土の活用となっているが、実際の状況や検証はどうなっているか。

県)

道路区分は道路構造令において、第1種から第4種まで定めがあり、第1種・第2種は自動車専用道路、第3種・第4種は一般的な道路、そのうち、第1種・第3種は地方部、第2種・第4種は都市部の道路となる。

また、級については、第4種であれば、第1級から第4級まで交通量によって区分されており、1万台以上で第1級、1万から4千台であれば2級となる。車道などの必要最低幅はその種級区分に基づいて決定している。

コスト削減について、土砂運搬が高価となるため、主なものとして記載しており、実施においては、工事発注前に周辺工事を確認する等活用に向けた調整を行っている。

委員)

残土処理が大変だなと感じている。状況は承知した。

委員)

関係市町との関わりにおいて、防府市、下関市から毎年早期整備の要望を受けているとあるが、本当に要望を受けているのか、それとも、県の方から市に対して、聞いているのか。

県)

県予算編成に合わせて、各市町が要望を行っており、毎年11月から12月にかけて、各市町の首長から県知事に要望する機会があり、そこで要望を受けている。

委員)

代替案の可能性において、「都市計画決定されており、代替案の検討の余地はない」とあるが、都市計画決定は何十年も前に行われているもので、事業評価は社会経済情勢の変化等で見直しを行うものであり、道路事業も経済比較の結果、代替ルートは無いとされているが、この評価に疑問がある。

県)

過去に都市計画決定された精度が低いような都市計画事業を実施する際は、事業着手前に都市計画決定の変更を行っている。当箇所においても、様々な検討を行い、最適な工事計画に基づき都市計画決定の変更を行っており、代替案の余地は少ないと判断している。

委員)

事業進捗について、工事進捗率は0%であるが、事業進捗は49%となっている。地盤改良が必要となるなどの不安要素を考慮の上、計算されているのか。

県)

進捗率は、設計や用地買収、工事費を合計した事業費を基に算定しており、当箇所は病院など用地補償費の割合が大きいため、用地進捗率の上昇と共に事業進捗率も上昇する形となっている。現場としては、まだ工事に着手していない状況である。

委員)

用地進捗率の残り24%について、用地交渉が上手く行かない場合、事業期間の再延長が必要となるのか。また、事業進捗の大きな支障とならないか。

県)

用地進捗が進み、交渉対象の地権者数も少なくなり、当初に比べ、密な交渉ができてきている。用地買収も数年で完了できると考えている。

委員)

これから資材や工賃の値上げなど物価上昇が効いてくると思う。費用の増加は考慮してほしい。道路事業については、計画した交通量が走行しているか、確認が必要である。道路事業は完了したが、自動車が走らないということがないように考えてほしい。